

株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは共同議決権行使同意の取得
又は株式への一任運用に関する変更報告書
年 月 日

(宛先)
財務大臣及び事業所管大臣 殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
☐内閣総理大臣 (警察庁)
☐内閣総理大臣 (金融庁)
☐総 務 大臣
☐厚生労働大臣
☐農林水産大臣
☐経済産業大臣
☐国土交通大臣 殿
(日本銀行経由)

報 告 者	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名		責任者の氏名	
	住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地		国籍又は 設立国	
	代 理 人	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名	責任者の氏名	
		住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
	事 務 上 の 連 絡 先 (担 当 者 氏 名 、 電 話 番 号 及 び 電 子 メ ー ル ア ド レ ス)			

下記のとおり報告します。

1 変更報告の対象となる 報告書の提出年月日			
2 変更の内容等	(1) 変更の内容 (該当分に○)	イ 特定株主の変更（対内直接投資等に関する命令第7条第4項第1号） ロ 国有企業等の特定株主への追加（同項第2号） ハ 第3条の2第4項各号に該当するものの特定株主への追加（第7条第4項第3号） ニ 役員又は代表取締役の3分の1の国籍変更（同項第4号） ホ 外国政府等関係者等の役員への追加（同項第5号） ヘ 最終親会社等の変更（同項第6号） ト 国有企業等への該当（同項第7号） チ 第3条の2第4項各号への該当（第7条第4項第8号） リ 許認可等金融機関等への該当性の変更（同項第9号） ヌ 投資銀行業務等の開始・停止（同項第10号） ル 許認可等金融機関等の監督機関の変更（同項第11号） ヲ 許認可等金融機関等の許認可等の根拠法令の変更（同項第12号）	
	(2) 変更内容の詳細	変 更 前	変 更 後
3 変更が生じた理由			
4 変更が生じた年月日			
5 そ の 他 の 事 項			

(記入要領)

- 1 本報告書は、「1 変更報告の対象となる報告書の提出年月日」欄において特定した報告書の宛先と同じ宛先を記載とすること。
- 2 「責任者の氏名」には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
- 3 代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者の氏名の記入を省略して差し支えない。
- 4 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 5 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 6 「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。
- 7 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 8 「2 変更の内容等」欄中「(2) 変更内容の詳細」欄では、「1 変更報告の対象となる報告書の提出年月日」欄において特定した報告書の記載が「2 変更の内容等」欄中「(1) 変更の内容」欄記載の事由が発生したことにより変更が生ずる場合において、かかる変更について記載すること。
- 9 「3 変更が生じた理由」欄は、「2 変更の内容等」欄中「(1) 変更の内容」欄記載の事由

が発生した理由を記載すること。不知の場合はその旨記載すること。

- 10 「４ 変更が生じた年月日」欄は、「２ 変更の内容等」欄中「(1) 変更の内容」欄記載の事由が発生した日を記載すること。
- 11 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格 A 4 の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格 A 4)

報告書記入例

株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは共同議決権行使同意の取得
又は株式への一任運用に関する変更報告書
○年 ○月 ○日

(宛先)
財務大臣及び事業所管大臣 殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
☐内閣総理大臣 (警察庁)
☐内閣総理大臣 (金融庁)
☐総 務 大臣
☐厚生労働大臣
☐農林水産大臣
☒経済産業大臣
☐国土交通大臣 殿
(日本銀行経由)

報 告 者	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名		責任者の氏名		
			<氏名又は名称> 日本語表記：エイ・ビー・シー・リミテッド 英語表記：ABC Limited <代表者の氏名> 日本語表記：エックス・ワイ・ゼット 英語表記：XYZ		
	住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地		アメリカ合衆国ニューヨーク州ニュー ヨーク100 ★	国籍 又は 設立国	アメリカ合衆国
	代 理 人	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名	責任者の氏名		
		住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地	〇〇法律事務所 弁護士 丙田花子 東京都千代田区〇〇町〇番地 〇〇ビル〇階		
事 務 上 の 連 絡 先 (担 当 者 氏 名 、 電 話 番 号 及 び 電 子 メ ー ル ア ド レ ス)		担当者氏名：弁護士 乙野二郎 電話番号：〇〇-〇〇〇〇 電子メールアドレス：jiro_otsuno@〇〇.co.jp			

下記のとおり報告します。

1 変更報告の対象となる 報告書の提出年月日		○年○月○日付提出	
2 変更の内容等	(1) 変更の内容 (該当分に○)	イ 特定株主の変更（対内直接投資等に関する命令第7条第4項第1号） ロ 国有企業等の特定株主への追加（同項第2号） ハ 第3条の2第4項各号に該当するものの特定株主への追加（第7条第4項第3号） ニ 役員又は代表取締役の3分の1の国籍変更（同項第4号） ホ 外国政府等関係者等の役員への追加（同項第5号） ヘ 最終親会社等の変更（同項第6号） ト 国有企業等への該当（同項第7号） チ 第3条の2第4項各号への該当（第7条第4項第8号） リ 許認可等金融機関等への該当性の変更（同項第9号） ヌ 投資銀行業務等の開始・停止（同項第10号） ル 許認可等金融機関等の監督機関の変更（同項第11号） ヲ 許認可等金融機関等の許認可等の根拠法令の変更（同項第12号）	
	(2) 変更内容の詳細	変 更 前 特定株主は以下の2社（詳細は○年○月○日付提出別紙様式11の2を参照）。 <特定株主1> （日本語表記）エックス・ワイ・ゼット・インターナショナル・リミテッド （英語表記）XYZ International Limited <特定株主2> （日本語表記）エーエーエー・アジア・インベストメント （英語表記）AAA Asia Investment	変 更 後 特定株主として以下のものが追加。 <特定株主3> ・議決権比率 10% ・氏名又は名称 （日本語表記）エス・エス・エス・リミテッド （英語表記）SSS Limited ・代表者の氏名 （日本語表記）ジェー・ピー・エヌ （英語表記）JPN ・住所又は主たる事務所の所在地 アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク100 ・国籍又は設立国 アメリカ合衆国 ・職業又は営んでいる事業の内容 投資運用業 ・ウェブページのリンク www.○○○○.com ・国有企業等との関係 なし
3 変更が生じた理由		株主の変更につき、報告者は関与していない	
4 変更が生じた年月日		○年○月○日	
5 その他の事項			

(記入要領)

- 1 本報告書は、「1 変更報告の対象となる報告書の提出年月日」欄において特定した報告書の宛先と同じ宛先を記載とすること。

- 2 「責任者の氏名」には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 3 代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者の氏名の記入を省略して差し支えない。
- 4 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 5 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 6 「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。
- 7 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 8 「2 変更の内容等」欄中「(2) 変更内容の詳細」欄では、「1 変更報告の対象となる報告書の提出年月日」欄において特定した報告書の記載が「2 変更の内容等」欄中「(1) 変更の内容」欄記載の事由が発生したことにより変更が生ずる場合において、かかる変更について記載すること。
- 9 「3 変更が生じた理由」欄は、「2 変更の内容等」欄中「(1) 変更の内容」欄記載の事由が発生した理由を記載すること。不知の場合はその旨記載すること。
- 10 「4 変更が生じた年月日」欄は、「2 変更の内容等」欄中「(1) 変更の内容」欄記載の事由が発生した日を記載すること。
- 11 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A 4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格A 4）

★ 報告者の財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所により、報告者が特定外国投資家に準ずる者（対内直接投資等に関する命令第3条の2第4項第1号）に該当する場合であって、当該場所と主たる事務所の所在地が異なる場合、「住所又は主たる事務所の所在地」に次のように併記すること。

主たる事務所の所在地：アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク100

実質的な決定地：YY国〇〇〇〇州〇〇〇〇ストリート

対内直接投資等及び特定取得に係る「株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは共同議決権行使同意の取得等に関する変更報告書」の記入の手引
--

1. 報告が必要な取引又は行為

外国投資家が法第 27 条の 2 第 1 項又は法第 28 条の 2 第 1 項の規定により法第 27 条第 1 項又は第 28 条第 1 項の規定による届出をせずに対内直接投資等又は特定取得を行うにあたり、過去に「株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは共同議決権行使同意の取得又は株式への一任運用に関する報告書」（別紙様式第十一の二）（以下「変更前免除事後報告」といいます。）を提出している場合であって、変更前免除事後報告にて報告した内容から当該外国投資家に以下の変更があった場合。

- a 特定株主の変更（対内直接投資等に関する命令第 7 条第 4 項第 1 号）
- b 国有企業等の特定株主への追加（同項第 2 号）
- c 第 3 条の 2 第 4 項各号に該当するものの特定株主への追加（第 7 条第 4 項第 3 号）
- d 役員又は代表取締役の 3 分の 1 の国籍変更（同項第 4 号）
- e 外国政府等関係者等の役員への追加（同項第 5 号）
- f 最終親会社等の変更（同項第 6 号）
- g 国有企業等への該当（同項第 7 号）
- h 第 3 条の 2 第 4 項各号への該当（第 7 条第 4 項第 8 号）
- i 許認可等金融機関等への該当性の変更（同項第 9 号）
- j 投資銀行業務等の開始・停止（同項第 10 号）
- k 許認可等金融機関等の監督機関の変更（同項第 11 号）
- l 許認可等金融機関等の許認可等の根拠法令の変更（同項第 12 号）

2. 報告の時期

変更が生じた日から起算して 45 日以内に報告して下さい。非居住者外国投資家が報告する場合は、必ず居住者である代理人が提出をして下さい。

—— 45 日目が休日（日本銀行の営業日以外の日をいいます。）の場合は、休日の翌日まで。なお、郵送の場合は期限までに必着とします。

3. 提出書類及び提出部数

「株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは共同議決権行使同意の取得等に関する変更報告書」（別紙様式第十九の二）・・・1 通

4. 報告書の提出先と照会先

（1）提出先

東京都中央区日本橋本石町2-1-1 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ 50 番窓口

（郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本郵便株式会社 にほんばし蔵前郵便局私書箱30号 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ）

(2) 本報告書に関する照会先

TEL 03-3277-2107

(日本銀行外為法手続きオンラインシステムで本報告書を送信する場合の留意点)

「送信設定」画面の「対象時期」欄には、「4 変更が生じた年月日」に記載した「年月日」(複数日に亘る場合は初日)を入力して下さい。